（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第十二条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号を次のように改める。

別表第二号（第二条関係）

身体障害者手帳交付申請書

令和　　年　　月　　日

居住地

ふりがな
氏　名

年　　月　　日生

続　柄

個人番号

15歳未満の児童

ふりがな
氏　名

年　　月　　日生

個人番号

都道府県知事（市長）殿

身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳を交付願いたく関係書類を添えて申請します。

（備考）

身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わつて申請することになつている。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を［　　］欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。